

○東京藝術大学新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う教職課程履修学生への緊急支援に関する要項

令和2年7月16日
制 定

改正 令和3年10月21日

(目的)

第1条 この要項は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和3年度に教育実習の履修が困難と認められた学生に対し、緊急の経済支援として令和4年度科目等履修生の授業料を無償化することにより、当該学生の教職単位を修得する際の負担の軽減をはかるため、必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2条 緊急支援の対象となる者は、令和3年度に教育実習の履修届を教務係へ提出した学生のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学院入試または卒業試験と教育実習期間の重複により教育実習の履修が困難であると認められた者。
- (2) 教育実習受入校による教育実習生受入中止決定に伴い教育実習の履修ができなかった者。

(支援の内容)

第3条 前条の対象学生が履修する科目のうち、以下の科目の授業料相当額を、支援金として給付し実質的な無償化をはかる。

- (1) 「教育実習」及び4年次配当の「教職実践演習」
- (2) 「特別支援の理解」及び「総合的な学習の指導法」(学部を卒業してしまふと新課程が適用になり履修が必要になるため。)

(支援金の返還)

第4条 前条の支援金を受給した学生が次の各号のいずれかに該当する場合、全額または一部を返還しなくてはならない。

- (1) 支援対象の科目を履修しなかった場合
- (2) 支援対象の履修科目の授業料を納付しなかった場合

附 則

この要項は、令和2年7月16日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年10月21日から施行する。